

質問 1

私は、これまで白色申告で申告していましたが、友人から青色申告をすると得だと聞きましたので来年からは青色申告にしようと考えています。
青色申告にするには、どのような手続が必要ですか。

回答

青色申告をしようとする年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出します。

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う人は、税務署長の承認を受けて、青色の申告書により確定申告書や修正申告書を提出することができることになっています。

青色申告をしようとする人は、青色申告をしようとする年の3月15日（その年の1月16日以後に開業し、その年から青色申告しようとする場合は開業の日から2ヵ月以内）までに所得の種類（医業の場合は事業所得）、簿記方式（複式簿記か簡易簿記か）及び備付帳簿名等を記載した「所得税の青色申告承認申請書」を納税地を所轄する税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。

税務署長は申請書の提出があった場合には、承認又は却下の通知をすることになっていますが、その年の12月31日（その年の11月1日以後開業の場合は翌年の2月15日）までに通知がない場合には、承認があったものとみなされます。そして、一度青色申告の承認を受けますと自分から取りやめをするか、又は税務署長から承認の取消しを受けるまで有効ですから、以後毎年申請書を提出する必要はありません。

なお、申請書の提出期限は、先のとおりですが、承認の条件として法定の名簿を備え付け記録していなければなりませんので、帳簿の記帳はその年のはじめ又は開業の日から正しく記帳する必要があります。

「医師資格証」を持ちましょう

診療情報提供書等へのHPKI電子署名に対応しています



<問い合わせ先>

北海道医師会 事業第一課

TEL 011-231-7661

<http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/credential.html>

日本医師会電子認証センター

<http://www.jmaca.med.or.jp/>

『医師資格証』はHPKI(保健医療福祉分野公開鍵基盤)の枠組みを使った日本医師会認証局が発行する医師資格を証明するカードです